

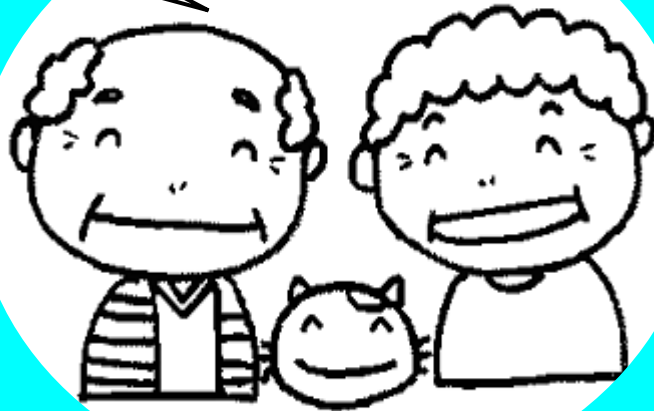
せんだいしけんりようご  
仙台市権利擁護センター

# まもりーぶ仙台

せんだい せんもんいん せいかつしえんいん  
まもりーぶ仙台の専門員、生活支援員が

じりつ ちいきせいかつ おく  
自立した地域生活を送れるようサポートします

「まもりーぶ」という名前なまえは、  
• 権利けんりを「まもる」という意味いみ  
• 信頼しんらいを意味する「びりーぶ」  
を組み合わせました。



しゃかいふくしほうじん  
社会福祉法人

せんだいししゃかいふくしきょうぎかい  
仙台市社会福祉協議会

# こま このようなことでお困りではありませんか？

- 福祉サービスの利用手続きを支援してほしい。
- 公共料金の支払いやお金の出し入れが不安だ。
- 定期預金通帳や証書などの大切なものを家に置いておくのが心配だ。

● まもりーぶ仙台では、みなさまが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、次のようなお手伝いをします

## 利用援助サービス

- ①福祉サービス（例えばホームヘルプサービス、デイサービスなど）の利用に関するご相談や情報提供、利用の申し込みを援助します
- ②事業者から提供されているサービス内容を確認したり、苦情を言うときのお手伝いをします
- ③区役所などから送られてくる郵便物を確認し、手続きをします

※できないこと → 施設への入所や入院の契約、身元保証人になること、不動産の契約

## 金銭管理サービス

- ①家賃や公共料金の支払いをお手伝いします
- ②生活費を計画的におろしてお届けします
- ③年金や福祉手当が入金されていることを確認します

※できないこと → 債務整理、買い物、不動産売買や預貯金の資産運用

## あずかりサービス

→ 契約している金融機関の貸金庫に通帳などを保管します

### お預かりできるもの

普通（定期）預金通帳、年金・保険証書、実印、印鑑登録証、不動産登記済証書など

### お預かりできないもの

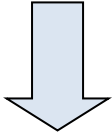
株券や債権などの有価証券、遺言書、宝石、貴金属、絵画、彫刻など

## サービスをご利用いただける方

高齢の方や障害のある方などで、地域で日常生活を送るにあたり、ご自分で判断することに不安がある方

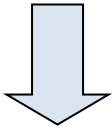
# サービス開始までの流れ

り よう そう だん  
利 用 相 談



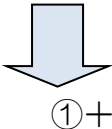
※1

じぎょうせつめい りようもうしこみ  
事業説明・利用申込



①

ガイドライン調査1回目

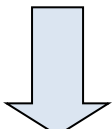


②

※2

①+② 2週間～3週間

ガイドライン調査2回目  
しえんけいかく さくせい  
支援計画の作成

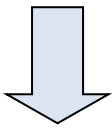


③

※3

③ 約1週間～2週間

はん てい かい ぎ  
判 定 会 議



④

④ 約1週間

けい やく  
契 約

契約後、サービス開始です

でんわ らいしよ そうだん う しょうだん  
お電話や来所にてご相談をお受けします。相談  
は無料です。秘密は守りますので、お気軽にご相談  
ください。

※1 利用希望者が多数の場合は、調査開始までお  
時間を頂くことがあります。

ほんにん たい せつめい うかが  
ご本人に対し、まもり一歩の説明に伺います。  
そのあと、ご利用を希望される場合には、利用  
申込書を書いていただきます。

まもり一歩仙台と契約できるかどうか判断する  
ための調査です。ガイドライン調査は、日を改め  
て2回行います。(本事業内容をきちんと理解  
してから契約して頂くため、1週間程度期間を  
あけて調査を行います。) \*ご本人の状況によっては2  
回以上調査を行う場合があります。

ほんにん きぼう しえんけいかく さくせい  
ご本人の希望にもとづいて、支援計画を作成し  
ます。

※2 金銭管理サービスを希望される場合、ご本人  
と一緒に収支状況を確認し、それを基に支援計画  
を作成します。

※3 関係機関からの意見を伺います。

いま ちょうさ しょうかいじょう ほんにん けい  
今までの調査や照会状をもとに、ご本人と契  
約してもよいか、まもり一歩仙台で会議を行いま  
す。契約締結審査会で審査します。

はんていかいぎ けいやく はんだん ばあい  
判定会議で契約してもよいと判断された場合、  
契約を交わして支援が開始されます。

利用申込から契約までは、1ヶ月から1ヶ月半ほどかかります

しえんないよう ふまん くじょう みやぎけんしゃかいふくしきょうざikai うんえいてきせいかいじんかい ふくし  
◎支援内容に不満・苦情があるときは、宮城県社会福祉協議会の「運営適正化委員会」や福祉

くじょう かん だいさんしゃいいん うけつけ  
サービスの苦情に関する第三者委員で受付けています。

## りょうりょうきん サービスの利用料金

く ぶん 区 分		りょうりょうきん 利用料金
き ほん りょうきん 基本料金		えん づき 700円/月
りょうえんじょ 利用援助サービス きんせんかんのり 金銭管理サービス		えん ぶんみまん 500円/60分未満
あずかり サービス	ほ かん りょう 保 管 料	えん づき 200円/月 (※500円)
	だいりてすうりょう 出入手数料	えん かい 500円/1回 (※1,000円)

(※預貯金残高500万円以上の方)

- ちゅう 注 1 りょうえんじょおよびきんせんかんのり  
利用援助及び金銭管理サービス  
は、60分を超える場合、30分  
ごとに500円が加算されます。
- ちゅう 注 2 せいかつほごじゅきゅう  
生活保護を受給している方は  
ぜんがくめんじょ  
全額免除されます。
- ちゅう 注 3 しみんぜいひかせい  
市民税非課税の方は半額免除  
(但し、あずかりサービスを除  
く) されます。
- ちゅう 注 4 さき  
左記に掲げる他、サービス実施に  
ともな しよひょう じどうそうきん ふりこみ  
伴う諸費用(自動送金・振込・  
こうざひきおとしてすうりょう  
口座引落手数料、あらかじめ定  
め しえんばしよいがい ほうもん さい  
めた支援場所以外へ訪問した際  
の交通費等)は、すべての方に  
じっぴそうとう ふたん  
実費相当をご負担いただきます。

りょう かん そうだん と あ さき  
ご利用に関するご相談、お問い合わせ先

せんだいしけんりょうご  
仙台市権利擁護センター

まもりーぶ 仙台

〒980-0022

せんだいしあおばくいつばし ちょうめ ばん ごう  
仙台市青葉区五橋2丁目12番2号

せんだいしふくし かい  
仙台市福祉プラザ7階

しゃかいふくしほうじんせんだいししゃかいふくしきょうぎかない  
社会福祉法人仙台市社会福祉協議会内

で ん わ  
電 話 (217) 1610

ファックス (213) 6457

あおばくけんりょうご でんわ  
青葉区権利擁護センター 電話

(せんだいししゃかいふくしきょうぎかないあおばくし ぶしよない)  
仙台市社会福祉協議会青葉区事務所内) 265-5260

みやぎのくけんりょうご でんわ  
宮城野区権利擁護センター 電話

(せんだいししゃかいふくしきょうぎかないみやぎのくし ぶしよない)  
仙台市社会福祉協議会宮城野区事務所内) 256-3650

わかばやしけんりょうご でんわ  
若林区権利擁護センター 電話

(せんだいししゃかいふくしきょうぎかないわかばやし ぶしよない)  
仙台市社会福祉協議会若林区事務所内) 282-7971

たいはくくけんりょうご でんわ  
太白区権利擁護センター 電話

(せんだいししゃかいふくしきょうぎかないたいはくくし ぶしよない)  
仙台市社会福祉協議会太白区事務所内) 248-8188

いすみくけんりょうご でんわ  
泉区権利擁護センター 電話

(せんだいししゃかいふくしきょうぎかないいすみくし ぶしよない)  
仙台市社会福祉協議会泉区事務所内) 372-1581